

○胎内市空き家バンク制度実施要綱

平成28年1月8日
告示第5号

(趣旨)

第1条 この告示は、胎内市内における空き家等の有効活用を通して、移住定住及び起業の促進並びに地域の活性化を図るために実施する胎内市空き家バンク制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する空き家(居住又は事業を目的として建設され、かつ、現に居住の用又は事業の用に供されていない建物をいう。以下この号において「空き家」という。)若しくは空き家となる予定の建物及びその敷地又は市内に存する空き地(農地を除く。)若しくは空き家を除却することで更地になる土地をいう。ただし、民間事業者による分譲を目的とするものを除く。
- (2) 所有者等 空き家等について所有権又は売却を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 利用希望者 市長が別に定める胎内市空き家バンク登録台帳(以下「空き家等台帳」という。)に登録された空き家等を購入し、当該空き家等を利用した本市への移住定住若しくは定期的な滞在又は当該空き家等を利用した本市での起業を希望する者をいう。
- (4) 空き家バンク制度 市内に存する空き家等に関する情報を登録し、利用希望者等に対して本市が情報を提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 空き家バンク制度は、空き家バンク制度以外の制度による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンク制度による空き家等に関する情報の登録をしようとする所有者等は、胎内市空き家バンク登録申込書(様式第1号)に胎内市空き家バンク物件登録カード(様式第2号)その他必要書類を添付して、市長に申し込むものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、胎内市暴力団排除条例(平成23年条例第23号)に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者(以下これらを「暴力団員等」という。)は、申込みをすることができない。
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を審査の上、登録の適否を決定し、胎内市空き家バンク登録適否決定通知書(様式第3号)により当該登録の申込みを行った所有者等に通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録することが適当であると認めたときは、空き家等台帳に登録するものとする。

(空き家等登録事項の変更の届出)

第5条 前条第4項の規定により登録を受けた者(以下「空き家等登録者」という。)は、空き家等台帳に登録した事項(以下「空き家等登録事項」という。)に変更があったときは、速やかに胎内市空き家バンク登録変更届出書(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合は、速やかにその内容等を確認し、空き家等登録事項を変更すべきものと認めたときは、それを変更するとともに、胎内市空き家バンク登録変更通知書(様式第5号)により当該空き家等登録者に通知するものとする。

(空き家等台帳の登録の抹消)

第6条 空き家等登録者は、空き家等台帳の登録を抹消しようとするときは、速やかに胎内市空き家バンク登録抹消届出書(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、登録を抹消し、胎内市空き家バンク登録抹消通知書(様式第7号)。以下「登録抹消通知書」という。)により当該空き家等登録者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、登録抹消通知書により当該空き家等登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったと判明したとき。
- (2) 空き家等台帳に登録(前条第2項の規定による変更があったときは、当該変更)後、2年を経過したとき。
- (3) 空き家等登録者が暴力団員等であることが判明したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

(空き家等情報の公表等)

第7条 市長は、空き家等台帳に登録された情報のうち必要な情報を市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による公表のほか、必要に応じ、空き家等登録者又は利用希望登録者(第10条第1項に規定する利用希望登録者をいう。)に対し、空き家等台帳又は利用希望者台帳(次条第4項に規定する利用希望者台帳をいう。)に登録された有用な情報を提供することができる。

(利用希望者の登録申込み等)

第8条 利用希望者の登録をしようとする者は、胎内市空き家バンク利用希望者登録申込書(様式第8号)に誓約書(様式第9号)を添付して、市長に申し込むものとする。

2 前項の規定にかかるわらず、暴力団員等は、申込みをすることができない。

3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を審査の上、登録の適否を決定し、胎内市空き家バンク利用希望者登録適否決定通知書(様式第10号)により当該登録の申込みを行った者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により登録することが適當であると認めたときは、市長が別に定める胎内市空き家バンク利用希望者台帳(以下「利用希望者台帳」という。)に登録するものとする。

(利用希望者の登録要件)

第9条 前条第1項の規定により登録を申し込みができる利用希望者は、次のいずれかの者とする。

(1) 空き家等を利用して本市へ移住定住し、又は定期的に滞在して、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活することができる者

(2) 空き家等を活用し起業する意思を有する者で、かつ、本市の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して事業を行うことができる者

(3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適當と認める者

(利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第10条 第8条第4項の規定により登録を受けた利用希望者(以下「利用希望登録者」という。)は、利用希望者台帳に登録した事項(以下「利用希望者登録事項」という。)に変更があったときは、速やかに胎内市空き家バンク利用希望登録者変更届出書(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかにその内容等を確認し、利用希望者登録事項を変更すべきものと認めたときは、それを変更するとともに、胎内市空き家バンク利用希望登録者変更通知書(様式第12号)により当該利用希望登録者に通知するものとする。

(利用希望者台帳の登録の抹消)

第11条 利用希望登録者は、利用希望者台帳の登録を抹消しようとするときは、速やかに胎内市空き家バンク利用希望登録者抹消届出書(様式第13号)を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があったときは、登録を抹消し、胎内市空き家バンク利用希望登録者抹消通知書(様式第14号)。以下「利用希望登録者抹消通知書」という。)により当該利用希望登録者に通知するものとする。

3 市長は、第1項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消し、利用希望登録者抹消通知書により当該利用希望登録者に通知するものとする。

(1) 利用希望登録者が第9条に規定する要件に該当しないと認めたとき。

(2) 利用希望登録者が空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めたとき。

(3) 申込内容に虚偽があつたとき。

(4) 利用希望者台帳に登録(前条第2項の規定による変更があつたときは、当該変更)後、2年を経過したとき。

(5) 利用希望登録者が暴力団員等であることが判明したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が登録を抹消すべきと認めたとき。

(希望物件の申込み及び通知)

第12条 空き家等台帳に登録された空き家等について、現地見学、契約等を希望する利用希望登録者は、胎内市空き家バンク希望物件申込書(様式第15号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつた場合は、当該登録物件の空き家等登録者及び市が取引仲介を依頼する者に対し、申込みがあつたことを通知するものとする。

(空き家等登録者と利用希望登録者との交渉等)

第13条 空き家等登録者と利用希望登録者との空き家等に関する交渉及び売買契約(以下「交渉等」と

いう。)については、市が取引仲介に関して協定を締結した者が必ず仲介するものとし、市長は、これに関与しない。

2 交渉等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第14条 空き家等登録者、利用希望登録者及び空き家等台帳又は利用希望者台帳の登録情報を利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家等台帳又は利用希望者台帳から知り得た個人情報(以下「個人情報」という。)をみだりに他に漏らし、又は不当な目的のために取得、収集、作成及び利用をしないこと。
- (2) 個人情報を市長の承諾なくして複写し、又は複製しないこと。
- (3) 個人情報を毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
- (4) 保有する必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (5) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年1月8日から施行する。

附 則(平成29年8月31日告示第89号)

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則(平成30年4月18日告示第56号)

この告示は、平成30年4月18日から施行する。